

甲府市農業委員会 8月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年8月30日（月曜日）午後2時00分から午後2時50分

2. 会 場 市役所本庁舎6階大会議室

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男	2番 小松 芳彦	3番 菊島 建	4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子	6番 關野 登	7番 田中 由美	8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄	10番 越石 和昭	11番 小澤 博	12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文	14番 末木 瑞夫	15番 矢崎 正勝	16番 塚田 泰英

4. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和3年9月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 令和4年度甲府市農業行政施策に関する意見書について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 競・公売適格証明願について（市街化区域届出）
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年8月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会8月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、8月定例総会の議事録署名委員ですが、9番の土屋三千雄（つちや みちお）委員、10番の越石和昭（こしいし かずあき）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は無償贈与が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。油川寺から〇〇mほどの範囲に位置する農地で、北面、東面は宅地、南面は道路及び宅地、西面は宅地及び農地となっています。

譲受人は譲渡人の〇〇にあたり、〇〇で〇〇を行っているが、譲渡人が〇〇となったことから、申請地を〇〇により取得し、譲受人に〇〇とのことです。

譲渡人の現在の経営面積は〇〇㎡であり、譲受人と〇〇であるため計画面積は変わらず、申請地には引き続き〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 1 件でございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、〇〇年頃から〇〇等より〇〇が不足しているため、〇〇にしてほしいとの要請があったため、申請地を〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつとおりの説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたしません。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 2 件、賃貸借が 3 件、使用貸借が 2 件、計 7 件となります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 2 ページの 5 条No.1 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は譲渡人の〇〇であり、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 2 番、地図は 3 ページの 5 条No.2 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇で〇〇しており、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 3 番、地図は 4 ページの 5 条No.3 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書 4 ページ 4 番、地図は 5 ページの 5 条No.4 をご覧ください。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
譲受人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。
転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 5 番、地図は 6 ページの 5 条No.5 をご覧ください。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。
転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 5 ページ 6 番、地図は 7 ページの 5 条No.6 をご覧ください。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。
転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書 7 番、地図は 8 ページの 5 条No.7 をご覧ください。
農地区分は、第 2 種農地と判断しました。
賃借人は、申請地〇〇側の〇〇で〇〇しており、〇〇を〇〇から〇〇を求められたため〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

以上でございます

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

農家住宅というのをもう一回具体的に個人住宅との違いも含めて説明してください。

○事務局（青木係長）

農家住宅というのは、農業をやっている方が住宅を建築するのを農家住宅というんですけれども、個人住宅と違うのは転用面積が最大 1000 m²まで OK と。これは住宅以外に農業用倉庫とか農作業場とかそういうものを併設しなければならないということ

で 1000 m²まで転用することができることとなっております。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

税金面はないんですか。

○事務局（青木係長）

税金面は変わりません。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

メリットというのは 1000 m²まではそれでいけるのがメリットだね。

○事務局（青木係長）

そうですね。分家住宅というのが個人住宅で、一応の目安として 500 m²までと転用面積の上限が農家住宅の方が農地利用するために敷地が必要だということで倍まで使えるようになっております。そこが一番の違いです。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 3 号については、決定します。なお今月はこの議案の案件は全て 1,000 m²未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 6 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

7 ページからは令和 3 年 7 月 20 日から令和 3 年 8 月 19 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 3 年 9 月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 4 件、再設定 4 件、計 8 件の申し出がありました。

議案書 16 ページの表は所有権移転です。

甲運・山城地区からの申し出がありまして、合計面積は 3,414 m²です。

議案書 19 ページの表は、新規設定です。

新規設定の申し出はありませんでした。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m²に対し、設定面積は 44,809 m²、達成率は 43%です。

続いて 20 ページの表は、再設定です。

玉諸・山城地区からの申し出があり、合計面積は 7,196 m²です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m²に対し、設定面積は 130,789 m²、達成率は 37%です。

17 ページ 1 番から 18 ページ 4 番は所有権移転です。

21 ページ 1 番から 22 ページ 4 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

所有権移転の案件を説明します。17 ページ 1 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇で農業に従事している〇〇歳で、年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、以前から当該農地を耕作している譲受人が、〇〇に〇〇を建てることになり、今後も当該農地での耕作を行うため移転することとなりました。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たしております。

続いて、17 ページ 2 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で、年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲受人が所有していた農地を〇〇として〇〇することとなったため、〇〇として農地を取得するものです。土地の購入に係る費用負担は〇〇となります。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たしております。

続いて、2 つの案件を同時に説明します。17 ページ 3 番、18 ページ 4 番をご覧ください。

3 番の譲受人は、2 番の譲受人と同一です。4 番の譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で、年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇を耕作しています。

この農地の所有権移転については、双方の耕作者が、耕作の便を良くするため、〇〇し、移転することとなりました。利用目的は、いずれも〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 23 ページをご覧ください。

今月は2件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。
解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の1番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

小松です。譲受人の方は、〇〇と〇〇の方でして、〇〇からずっと耕作しております、その方が〇〇の方でして〇〇から通って耕作しておったんですけども、〇〇と〇〇で農業をやられていて、遠いということで〇〇なので、農地を譲り受けて〇〇に住居をかまえてそこで農業を始めるということで、さっき承認いただいた住居を構えましてここで農業をするということで、〇〇がおられるんですけど〇〇の〇〇ということで、〇〇でお話しをした結果、〇〇が〇〇という方に決定してそういう方向に決まったようでございます。耕作は〇〇からしているのでそのまま引き受けて耕作をするということで、〇〇で話し合いが決定してこういう形になりました。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、所有権移転の2番～4番の案件について、山城地区 越石委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（越石委員）

2番の案件につきましては、先ほど説明があった通りでございまして、譲受人の土地が〇〇にかかってしまうということで、ちょうど自宅の〇〇に耕作していない土地がありまして、それを〇〇として取得するというでございまして。

それから3番と4番はそれぞれの方が自分の土地を有効利用できるように〇〇をしてそれぞれ土地を有効活用すると、〇〇するという事です。

以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。こちらの案件についても事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つづいて、議案第5号 令和4年度甲府市農業行政施策に関する意見書について審議いたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは説明いたします。

今回の意見書は、ブロック会議や運営委員会で承認されたものを上程させていただいたものになります。なお、本日は、農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席をいただきましたのですが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置対象区域に甲府市が指定されたため、見合わせていただき、農業委員のみの定例総会とさせていただきます。

それでは、朗読をもって上程させていただきます。

——— 令和4年度甲府市農業行政施策に関する意見書について ———
議案朗読

以上となります。

この意見書（案）については、令和3年7月20日に開催された運営委員会で承認された案であることを申し添えます。また、事前に農地利用最適化推進委員の皆様にご同意をうかがっております。18名中17名の同意、1名の要望をいただきました。その中で、農地利用最適化推進委員の皆様からいただいた意見が2件ございましたので、報告させていただきます。

1点目は、山本光信委員の意見です。

令和4年度甲府市農業行政施策に関する意見書については同意致します。ただ、4の農業機具の貸し出しと支援についての中で、農業センターにある農機具は全般に大型で中山間地での活用は不可能な機具が多く、特に運搬機具については、道路も狭く急

傾斜地も多いため、小型運搬機具の貸し出し希望者が多いことを申し添えます。

2点目は、佐々木茂隆委員長の意見です。

耕作放棄地で相続放棄された農地について、所有者不明の農地について所有者が判るならまだしも、何らかの対策を講じていただきたい旨を言ってきたが、何ら反映されていないこの問題は今後の重要な問題となるために、今回、取り上げていただきたい。

以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

今事務局の方から、この問題につきましてこれを作った経緯について、皆さんのブロック会議に出た意見をまとめて、そしてなおかつそれを前提に運営委員会で議論、検討していただき、こういう風な恰好にまとめあげました。本来であれば今日推進委員さんも交えて最終決定する予定でございましたけれども、コロナの関係で推進委員さんは同席することができませんでしたが、事前にご意見をいただきましたし書面での意見もいただきました。2点ほど追加の要望もあった所でございましたけれども、それらをすべて網羅した中でこのような原案にまとめあげ、今日みなさんの検討の素材にあげさせていただき、ご決定いただくという考えでございますけれどもいかがでございましょうか。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

あの一点だけ、ちょっとですね実情をお話ししたいんですけども、農地利用最適化推進委員の佐々木委員長から所有者不明の農地が大量に耕作放棄地になると大変対応が難しいという話がありましたが、それは所有者不明ではなくて相続放棄地なんです。相続放棄地ということは、ここに田中委員さんもいらっしゃいますけれども、亡くなった故人の資産、動産、不動産すべて放棄をするということですから、その中に農地も含まれていて、当然放棄されている訳ですね。最初は〇〇が亡くなって次に〇〇が亡くなって複数の〇〇がいたんですけども、全員で相続の放棄をするということで、おそらく手続きはとってあるんだろうと思ってます。相続放棄の手続きを取ると当然、これ多分国庫に入るんですよ。国の国有財産になるということだと思えます。その土地が優良農地のど真ん中くらいにありまして〇〇がきちっと〇〇を作ったり〇〇を作ったりあるいは〇〇を作ったりしてるんですね。そしてここ数年実はそこがぼうぼうになっていて一時期その〇〇の〇〇と連絡がとれていて、実は今刈って欲しい、いや刈ってられないというご返事をいただいていたんです。そこの〇〇ができれば〇〇で〇〇を作っている人が新規就農者なんですけれども、そこは道続きだから借りて作りたいという実は要望があったんです。そしたら貸すわけにはいかん、いろいろな話を聞いてったら相続放棄をしているら

しいということが分かっていて、〇〇を作っている新規就農者も借りることはできないと思うんですね。なぜこんな話を申し上げたかという、相続放棄地において国有財産になった土地が、遊休農地になりそしてやがて耕作放棄地になり、やがて再生困難な農地になっていくとこれ手の打ちようがないんですよ。ということは、市としても行政としても国有財産なので国が管理するんでしょう。おそらくそういう話になると思うんですけども、実は〇〇と私ちょっとお話をしたら、最初の1回位はみんなで刈っても刈れんことはない。向うこれが5年10年となると、長期に渡って毎年刈ってきれいに管理をすることは俺たちにはできないと、行政として例えば農業委員さんに伺いたいんですがなにかうまい方策はないですか、これの対応についてはね、そんな話を実はされて、私もその時には現状こんなことになっちゃってるから、正直言って俺今打つ手がないのかなというお話を申し上げて皆さんお困りになるのであれば融資じゃないけど〇〇から皆さんで協力をして毎年はえらいかもしれないが綺麗にしたらどうですかと。するとそれも大変なんだよね、1回2回ならやってもいいけどずっと国有地として手つかずのままだと大変な迷惑をこうむる、ということと言われて、実は〇〇もそれを踏まえて言ったんだと思うんですけど、意思がうまく伝わってなかったんで所在地不明ということになってますが現実的にはそういう状況になっているんだろうと私は認識しております。で通常の耕作放棄地であれば所有者が確定しておりますから、通知を出すとか、我々農業委員が直接除草したり口頭でお願いしたり、それから直接伺ってお願いをしたり電話連絡を取ってお願いすることはします。それ以外遠隔地であれば農業委員会から通知を出していただいて最低限の対応はしてるんですよ。だけれども相続放棄地になるとそういった対応が実はできないんですよ。僕はこの問題がはたして市当局への要望にすぐかそぐわないかについて、疑義が生ずるかもしれないんですけども、せっかくそういった実情があるということ踏まえて、はたして要望としていいのかどうか釈然としない部分はあるんですけども、その辺がもし分かれば、青木さんその辺がどんな対応になるかお話しいただくとありがたいんですけども。

○玉諸地区（田中委員）

すいません。農業委員の田中です。私普段〇〇をしておりまして、今のお話をちょっと補足だけさせていただきたいんですけども、相続人が決まっているなかでみんなが相続放棄をしてしまうとなると、相続すべき方がいなくなってしまいます。先ほど最終的には国庫に入るということで〇〇さんがおっしゃるとおりでございまして、最終的な結論はそうなんですけれども自動的になるわけではなくてですね、相続人がどなたか決まっていない場合は相続財産管理人という人を家庭裁判所に申し立てをして選んでもらうことができます。そうするとその相続財産管理人の人が相続人の代理というか代表という形でどなたか他の方に売ったり貸したりすることができるんですけども、その際に変更して他にも相続人がいる可能性がないかと

かの調査を行うんですけれども、そこらへんが調査をしたり買いたい人を募ったりするんですけれども、見つからない場合には最終的には国庫に入る可能性があります。手続きの流れとしてはそうなるんですが、じゃあ誰が申し立てをするのかというところの問題があると思います。相続人が誰もいないわけですから相続財産管理人をお金をかけてでも申し立てをしようという人はなかなかいないわけです。じゃあどなたが申し立てるかという、その土地を欲しい方、借りたい方がいる場合は綺麗には片付くんですけれども、欲しいといった方がいた場合、その方が家庭裁判所に申し立てる時に管理人をやってくれる人の報酬をあらかじめ裁判所に予納しなければならず、〇〇といいますけどそのお金を払って申し立てをする必要が出てきます。利害関係人であればお納めすることができますので、もし買いたい方がいるような場合にはそういう形をとって買ってもらうということもひとつとしてあります。最終的には誰もいなければ国庫に入るのは間違いないんですけれども、その前の段階でこういう手続きが一応ありますので補足説明させていただきました。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

青木さんも何かこれ以外に現実的な対策の考えがあったらお願いします。

○事務局（青木係長）

まさに先生がおっしゃったとおりで、相続財産管理人を通じて今までも転用とかということもできます。何件か今まで出てきたことがありますので結局はそこを利用したいっていう人を地元としては見つけるのが一番かなと。そこからじゃあどうやって、例えば3条でもいいし5条でもいいし利用していくっていうことが耕作放棄地を少しでも減らす一助になるのかなというふうには思っています。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。あの今お聞きしましたように、佐々木委員から要望のあった意見については、これは〇〇ということ、〇〇ということ、理由としては、けれども今言うようにそれぞれみなさんの地元の現実としてはこういうことが起こりうるとこれからずっと件数が増えてくるだろうということを懸念して何等かの対策を打ってかなければならないと事務局も含めて考えております。ただ法律的問題については田中委員がおっしゃったような手続きがあるということですので、今お聞きになって分かる通りその農地を利用したい、借りたい、買いたいとこういったみなさんがいれば、その方の代表が出てやっぱり財産管理人という形のなかでことを進めていくのが農地が活用されていわゆる耕作放棄地にならないということはきっとみなさんも分かっていたと思うんですけれども、そうはいっ

てもなかなか人の財産ですから話がスムーズにいかないのが現実ですけれども、ただこういう現状、こういうことについてはこういうことだっということだけを今日のご認識いただいた中で要望書に入れるってということは検討させていただきたい、勉強していきたいということですのでどうでしょうか。この案件についてはね。そんな形をとらせてください。それから山本委員さんがおっしゃっている農機具の貸し出しの問題で小型の農機具あるいは運搬の車両をもっと、狭い道でも入れる小型の運搬車両も用意して欲しいと、こういう内容でございます。実はこの中にありますように貸出しのためのトラックを市の方で貸して欲しいと、今まで農機具は貸すけれども運搬車両は法律上農業センターは貸すことができないので、借りたい人は自分で持って行って乗せて、使ってまた返すというスタイルでございましたけれども、これだと特に新規の就農者はなかなか費用の問題とかそういった大型のものを借りるっていう手立てがないということもあって、大変せつかくある農業センターの農機具が宝のもちぐされとはいいませんけれど、利用度が上がらないということで今回具体的に前に戻ってですけれども、この運搬用のトラックを農機具と同様貸出しをして欲しいというような具体的な要望をここに入れたわけでございます、細かい小型の運搬車両うんぬんということも分かるんですけれども、とりあえず大型で使いたいけれども使えないという現実が大変あるということを知っておりますので、この問題を一点に絞って今回の意見書の中には要望という恰好で載せさせていただいたとこういう経過がございますので、今言った二つの意見についてはそういう形でのことを踏まえた中でまとめ上げたことでご理解いただければと思います。よろしくお祈いします。そんなことでどうでしょうか。それ以外に概ねこの内容で良ければ採決をさせていただきたいんですけれども。いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは令和 4 年度に向けての甲府市農業行政施策に関する意見書についてに賛成いただける委員さんは挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたのでこのことについて、決定して参ります。なお意見書の提出については市長室等の日程の都合もありますので、また例年どおりのメンバーで提出というような恰好になろうかと思っておりますのでこれをまた決まり次第みなさんの方へご案内ご連絡さしあげたいと思います。ありがとうございます。

以上で本日予定しております案件はすべて終わりました。みなさんに円滑にまた慎重にご審議いただきました。このことに感謝申し上げ閉会にさせていただきます。

ありがとうございました。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、8月定例総会を終了いたします。
お疲れ様でした。

午後2時50分 閉会